

健康経営優良法人2027（中小規模法人部門） 申請書・認定要件・改定ポイント解説

健康経営優良法人認定事務局
（株式会社日本総合研究所）

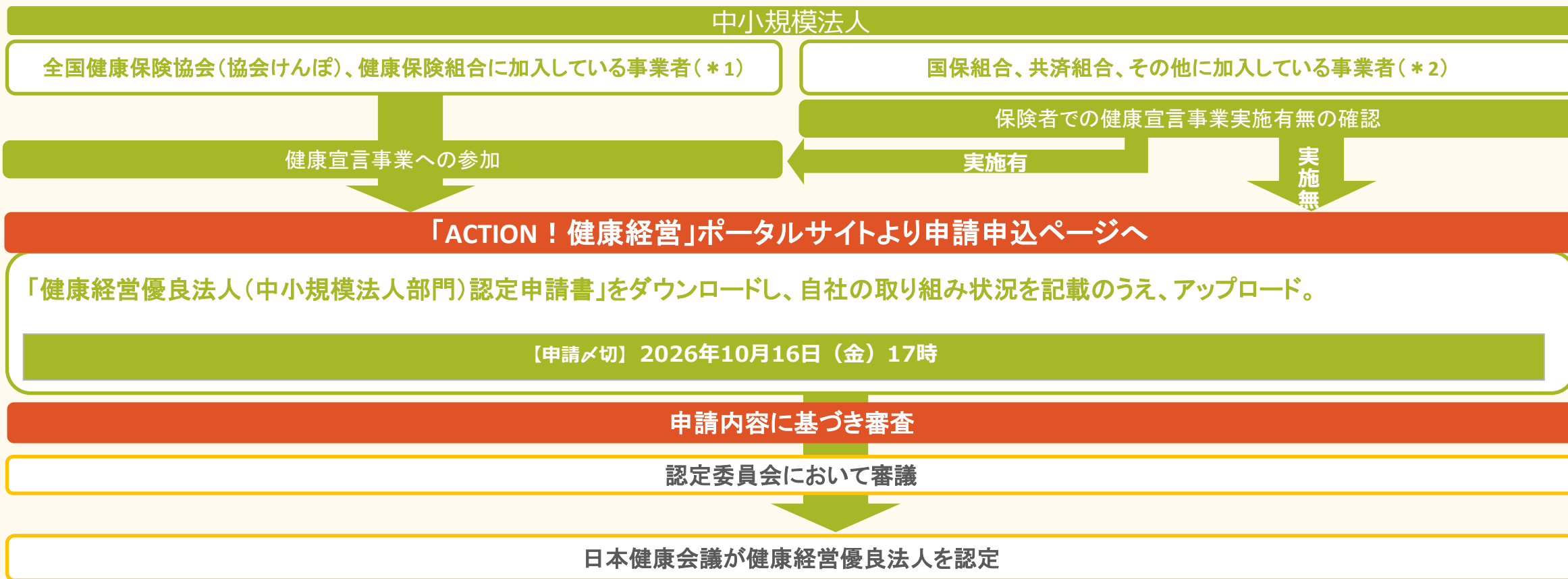
- 1.健康経営優良法人へ申請・認定のフロー**
- 2.健康経営優良法人に必要な認定要件と変更点**
- 3.主な設問の変更点**
 1. 通常認定にかかる設問
 2. ブライト500認定設問
 3. その他
- 4.申請・回答にあたっての注意事項・よくある間違い**
- 5.認定要件・スケジュール**
- 6.（参考）設問の設置趣旨・適合基準**

健康経営優良法人へ申請・認定のフロー

申請・認定フロー

健康経営優良法人への申請・認定フローの全体像は以下の通り。

経営優良法人の認定フロー



*1: 協会けんぽ、健康保険組合に加入している場合は、加入している保険者が実施している健康宣言事業への参加が必要です。

*2: 国保組合、共済組合、その他の保険者に加入している場合は、加入している保険者に健康宣言事業実施の有無について、お問合せください。なお、加入している保険者が健康宣言事業を実施していない場合は、各自治体の実施する健康宣言事業への参加、あるいは、自社独自の健康宣言の実施をもって代替可能です。

出所: ACTION!健康経営 経営優良法人の認定フローを一部改変

申請書の入手・提出方法

- 申請書の入手から提出までの流れは以下になります。

※【過去に申請したことがある法人のみなさま】

ご担当者宛てに申請サイトのURL、ID・パスワードの案内メールをお送りしています。そのままStep3にお進みください。



ポータルサイトからID発行サイトにアクセス※

健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト「ACTION!健康経営」のリンクから、ID発行サイトにアクセス

ポータルサイト「ACTION!健康経営」ページURL :

[ACTION!健康経営 | ポータルサイト \(健康経営優良法人認定制度\)](#)

ID発行サイトで貴法人情報の登録※

ID発行サイトで法人番号、法人名、メールアドレスなどを登録

ID発行サイトURL : <https://kenko-keiei.jp/newid/>

申請サイトで申請書ファイルをダウンロード

＜受付開始：令和8年8月17日（月）＞

登録したメールアドレスに申請サイトのURL・ID・パスワードが届くので、申請サイトにアクセスし、申請書のExcelファイルをダウンロード

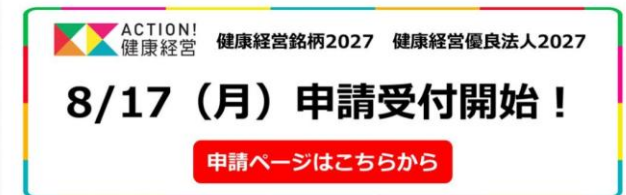
申請サイトで申請書ファイルをアップロード

＜受付締切：令和8年10月16日（金）17時＞

必要事項を入力後、再度申請サイトにアクセスし、申請書のExcelファイルをアップロード

※10月26日(月)中（申請受付締切の6営業日後）にご担当者
メールアドレス宛てに事務局から受領確認メールをお送りします。

＜健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト＞



＜ID発行サイト＞



＜申請サイト＞



健康経営優良法人に必要な認定要件と変更点

認定要件の変更

健康経営優良法人の認定要件として以下2点の評価項目名の変更を行っていますが、認定要件数には変更はありません。

認定要件の変更

1

「適切な働き方実現に向けた取り組み」の評価項目名称を「ワークライフバランスの実現に向けた取り組み」に変更

2

「長時間労働者への対応に関する取り組み」の評価項目名称を「長時間労働の予防と事後対応」に変更

認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件		
				小規模法人特例	中小規模法人部門	人部門
1. 経営理念・方針			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診		必須	
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置		必須	
			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供		必須	
3. 制度・施策実行	(1)従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	健康経営の具体的な推進計画～ 左記③のうち 2項目以上	必須	ブ ラ イ ト 5 0 0 ・ ネ ク ス ト ブ ラ イ ト 1 0 0 0 は 左 記 ① ～ ⑰ の う ち 1 6 項 目 以 上
		健康課題の把握	①従業員の健康診断の実施(受診率実質100%)		左記①～③ のうち 2項目以上	
			②受診勧奨の取り組み			
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施			
	(2)健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	④管理職または従業員に対する教育機会の設定	左記④～⑩ のうち 2項目以上	左記④～⑩ のうち 2項目以上	
		ワークライフバランスの推進	⑤ワークライフバランスの実現に向けた取り組み			
			⑥仕事と育児または介護の両立支援の取り組み			
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み			
		仕事と治療の両立支援	⑧がん等の私病に関する復職・両立支援の取り組み(⑮以外)			
			性差・年齢に配慮した職場づくり			
		⑩高齢従業員の健康や体力の状況に応じた取り組み				
	(3)従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	具体的な健康保持・増進施策	⑪保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑪～⑰ のうち 2項目以上	左記⑪～⑰ のうち 4項目以上	
			⑫食生活の改善に向けた取り組み			
			⑬運動機会の増進に向けた取り組み			
			⑭長時間労働の予防と事後対応			
			⑮心の健康保持・増進に関する取り組み			
		感染症予防対策	⑯感染症予防に関する取り組み			
		喫煙対策	⑰喫煙率低下に向けた取り組み			
			受動喫煙対策に関する取り組み		必須	
4. 評価・改善			健康経営の取り組みに対する評価・改善		必須	
5. 法令遵守・リスクマネジメント（自主申告）※誓約書参照			定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等		必須	

小規模事業者向け特例認定

- 健康経営優良法人（中小規模法人部門）においては、2025認定より、中小規模法人の中でも特に小規模な事業者に対して、自社課題を踏まえて優先度の高い健康経営の取り組みに注力いただきたいとの方針のもと、特例制度を設けております。なお、本特例制度については、試験的導入であり、3年以内での見直しを想定しております。

評価項目			小規模特例認定要件	認定要件
3-1	(1)従業員の健康課題の把握 と必要な対策の検討	健康経営の具体的な推進計画	(4項目中) 2項目以上	必須項目
		評価項目「①従業員の健康診断の実施」～「③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施」		2項目以上
3-2	(2)健康経営の実践に 向けた土台づくり	評価項目「④管理職または従業員に対する教育機会の設定」～「⑩高年齢従業員の健康や体力の状況に応じた取り組み」	(7項目中) 2項目以上	2項目以上
3-3	(3)従業員の心と身体の健康 づくりに関する具体的対策	評価項目「⑪保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み」～「⑰喫煙率低下に向けた取り組み」	(8項目中) 2項目以上	4項目以上

- なお、健康経営優良法人（中小規模法人部門）小規模事業者向け特例の対象法人の要件は以下の通りです。
※小規模事業者向け特例の対象法人は、当申請Q2およびQ4の回答内容で自動判定されます。

法人格	業種	常時使用する従業員数
会社法上の会社等	卸売業	5人以下
	小売業	5人以下
	サービス業	5人以下
	製造業その他	20人以下
会社法上の会社等以外の法人		5人以下

小規模事業者向け特例によって認定された法人については、原則、健康経営優良法人（中小規模法人部門）の認定と同様に扱い、認定ロゴマークについても健康経営優良法人（中小規模法人部門）と同一となります。ただし、認定法人の公表時には特例要件での認定がわかる形での公表となります。

ブライツ500・ネクストブライツ1000の認定要件

ブライツ500・ネクストブライツ1000の認定に必要な評価項目数は16項目以上となります。この条件を満たしたうえで、以下の配点ウェイトに従って取り組み内容を評価し、上位500位をブライツ500、501位～1500位をネクストブライツ1000に認定します。

ブライツ500認定設問の項目/配点ウェイト/内容

#	設問項目	配点ウェイト	各項目で問いたい内容
1	経営者・役員の関与の度合い	20	健康経営に関して経営トップが関与している内容を問うと共に、経営方針・理念をもとに健康経営の方針やそれに紐づく戦略マップやKGIを定めているかどうかを問う
2	健康経営の組織への浸透に向けた取り組み	10	健康経営の従業員への浸透を図るためにどのような取り組みをしているかを問う
3	PDCAに関する取り組み状況	35	健康経営の推進方針を検討するにあたり、昨年度まで実施した健康経営の施策について、どのように評価・改善を行っているかを問う
4	健康経営の推進による企業の健康風土の把握	20	健康経営の推進により社内に蓄積する定性的な効果や風土の変化をどのように把握しているかを問う
5	健康経営の取り組みに関する自社からの発信状況	10	「健康経営」という文脈で自社から行った情報発信の内容、特に戦略マップや指標の開示を問う
6	健康経営の取り組みに関する外部からの依頼による発信状況	5	「健康経営」という文脈で外部からの依頼を受けて行った情報発信の内容とその回数を問う

主な設問の変更点

通常認定にかかる設問

【経営者自身の健診受診】（申請書：Q7）

設問の設置趣旨・適合基準並びに回答必須設問については変更はありませんが、任意回答の設問として経営者役員の健診実施・把握状況を問う設問を追加しています。認定には関連しませんが、アンケートとして回答をお願いします。

○設置趣旨

経営者本人が率先して従業員の行動規範になるべきことから、経営者自身の健康管理の状況を問うものである。

○適合基準

経営者自身が、年に1回定期的に健康診断を受診していること。

★Q7. 貴法人の経営者は、2025年4月1日以降に健康診断（人間ドック等を含む）を受診していますか。
（1つだけ）

◆経営者とは、貴法人の経営を代表する者であり、複数名いる場合はその全員を指します。

- 1 受診した
- 2 受診していない（未受診項目がある場合を含む）

☐

★SQ1. （Q7で「2」とお答えの場合）
受診していない理由をお答えください。（1つだけ）

◆新型コロナウイルス感染症の流行は、「真にやむを得ない理由」には該当しません。

- 1 療養中といった真にやむを得ない理由があるため
- 2 「1」以外の理由で受診しなかった・特に理由はない ⇒健康経営優良法人不認定

☐

SQ2. （全員にお伺いします）貴法人における経営者を除く役員について、
2025年4月1日以降の健康診断（人間ドック等を含む）受診状況を教えてください。（1つだけ）

- 1 全ての役員が健康診断を受診している
- 2 常勤の役員は全員健康診断を受診しているが、非常勤の役員については受診していない。もしくは受診状況を把握していない
- 3 常勤・非常勤に関わらず一部の役員については健康診断を受診している
- 4 全ての役員が健康診断を受診していない
- 5 企業として役員の健康診断の受診状況を把握していない

☐

【任意回答の設問】

健康経営推進企業の実態把握のため、可能な限り回答いただくようお願いします。

【従業員の健康診断の実施（受診率実質100%）】（申請書：Q11）

設問の設置趣旨・適合基準並びに問うている内容に変更はありませんが、回答形式を変更しています。対象年度における健診の受診義務がある対象者数と実際に健診を受診した従業員数を記載ください。

○設置趣旨

本項目は、組織または部署・部門ごとの従業員の健康課題を把握し、必要な対策を講じるための前提として、従業員の定期健康診断の受診が徹底できているかを問うものである。

○適合基準

- 本項目は、以下①または②のいずれかを満たすことをもって適合とする。
- ① 労働安全衛生法に基づく定期健康診断の受診率が100%であること。
 - ② 労働安全衛生法に基づく定期健康診断における直近の受診率が95%以上（ただし、対象者が20人未満の場合は、未受診者1人以下）であり、未受診者に対して、早期に受診するように適切な受診勧奨を行っていること。

従業員の状況	対応
健康診断実施期間前・中に退社	(x)健診受診対象年度の従業員数に含めない
健康診断実施期間後に退社	(x)健診受診対象年度の従業員数に含めない
年度中に入社	除外不可、定期健診または雇入時健診を受診していれば(y)健診受診者数に入れる
年度を通して海外赴任	(x)健診受診対象年度の従業員数に含めない (一時帰国等で健診受診が可能ならば除外不可)
年度を通して休職（育児・介護・傷病等）	(x)健診受診対象年度の従業員数に含めない（休職復帰次第受診が必要）
年度中に妊娠	除外不可（一部項目省略可だが受診自体は必要）。ただし、主治医や産業医と相談し「受診不可」と判断された場合は、その限りではない。
特定業務従事者等で6カ月に1回受診が必要	法令上必要な回数受診をした場合にのみ、(y)健診受診者数に入れる
週の所定労働時間が正社員の3/4未満	法令上実施義務が無いため、原則(x)健診受診対象年度の従業員数に含めない
その他健康診断の実施義務が無い従業員	(x)健診受診対象年度の従業員数に含めない

★Q11. 労働安全衛生法に基づく定期健康診断の受診状況について、以下の内容をお答えください。

- ・2025年度と2026年度（申請日まで）のどちらの結果でも申請できます。
ただし、年度をまたいだ集計結果での申請はできません。
- ・「(x)健診受診対象年度の従業員数」に選択した年度における健診受診対象者数をご記入ください。
- ・以下は「(x)健診受診対象年度の従業員数」の対象人数から除外してください。
海外赴任、育児休業・傷病等による休業等により、期間を通してやむを得ず受診できなかった者
常時使用する従業員だが週の所定労働時間が正社員の3/4未満等、健康診断の受診義務がない者
2025年度の結果で回答する場合、2026年度中に入社した者
妊娠中で、主治医および産業医が受診不可と判断した者
受診率の集計時点から期末時点までに自社を退職された従業員
- ・新型コロナウイルス感染症の流行を理由とした健康診断の非受診者は対象人数から除外できませんのでご注意ください。
ただし、2025年度の健康診断の実施について、健診機関の都合（予約が取れない等）により、やむを得ず2026年度にずれこんでしまった場合に限り、2025年度に実施したものとして取り扱って構いません。
- ・年度中に入社した方は対象に含め、雇入時健診を受診している場合は「(y)健診受診者数」に含めてください。
- ・自社が用意する健康診断の受診だけでなく、社外の健診（人間ドック等も含む）を受診した場合も、項目等が安衛法上の基準を満たしており、その結果が会社に提出されていれば、受診者とみなします。
- ・定義については、こちらをご参照ください。→ **【補足説明】**

(x) 健診受診対象年度の従業員数		人
(y) 健診受診者数		人
(z) 受診率 (y) / (x) * 100の自動計算		%

が20人未満の法人で未受診者が1人とお答えの場合）
未受診者に対して早期に受診するように、どのような受診勧奨を行っていますか。（いくつでも）

1	未受診者に対して個別にメールや文章等での通知
2	未受診者に対して個別に声かけ・面談
3	未受診者に対して個別に再度日程を設定
4	特に行っていない ⇒評価項目不適合

↑ ※受診率が100%未満95%以上（ただし、対象者が20人未満の場合は、未受診者1人以下）の場合にはSQ1にも回答

【ワークライフバランス実現に向けた取り組み】（申請書：Q16）

昨年度まで適切な働き方の実現として問うてきた「労働時間の適正化」は長時間労働対策の設問と統合を行ったことに伴い、本設問も更新。休暇の取得促進、柔軟な働き方の実現のいずれかの取り組みを行っていることをもって適合となります。

○設置趣旨

本項目は、従業員のモチベーション向上や組織の活性化のため、従業員のワークライフバランスを維持・改善させる取り組みを行っているかを問うものである。

○適合基準

本項目は、組織として時間外勤務の縮減や有給休暇取得の促進等、適切な働き方実現に向けた環境づくりとして休暇の取得促進、柔軟な働き方の実現のいずれかの取り組みを継続的に行っていることをもって適合とする。

★Q16. ワークライフバランスの実現に向けて、どのような取り組みを行っていますか。（いくつでも）

◆育児・介護に限定した特別休暇や勤務制度は除きます。Q17、Q18でそれぞれご回答ください。

<休暇の取得促進>

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 1 時間単位での年次有給休暇（半休は除く）の取得を可能にしている |
| ☐ | 2 年次有給休暇の法定（年5日）を超えた取得を管理職の評価項目に設定している |
| ☐ | 3 年次有給休暇の法定（年5日）を超えた取得を一般従業員の評価項目に設定している |
| ☐ | 4 任意のタイミングで取得できる有給の特別休暇制度（お盆・年末年始休暇、慶弔休暇は除く）を設けている（リフレッシュ休暇、永年勤続休暇、ボランティア休暇、骨髄等移植のドナー休暇等） |

<柔軟な働き方の実現>

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 5 フレックスタイム制度または時差出勤制度を設けている |
| ☐ | 6 在宅勤務やサテライトオフィスなどのテレワークを導入している |
| ☐ | 7 本人の希望で通常勤務と転換できる、短時間勤務正社員制度を設けている |
| ☐ | 8 本人の希望で通常勤務と転換できる、勤務日数短縮（週休3日等）正社員制度を設けている |
| ☐ | 9 本人の希望で通常勤務と転換できる、勤務地限定正社員制度を設けている |
| ☐ | 10 本人や家族のライフイベントを考慮して、転勤を免除・調整する制度を設けている |
| ☐ | 11 いずれも特に行っていない ⇒評価項目不適合 |

SQ1. (Q16で「6」とお答えの場合) 在宅勤務による健康障害を防ぐための施策を行っていますか。（いくつでも）

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| ☐ | 1 サービス残業を防ぐため、システムログ等を確認 |
| ☐ | 2 就業時間外の従業員への連絡（対応依頼）禁止を社内ルール化 |
| ☐ | 3 就業時間外の顧客対応禁止をルール化 |
| ☐ | 4 デスクや椅子、モニターの支給・貸与または購入補助 |
| ☐ | 5 在宅勤務中の従業員間コミュニケーションの支援・推奨 |
| ☐ | 6 その他 |
| ☐ | 7 いずれも行っていない |

【長時間労働の予防と事後対応】（申請書：Q27）

長時間労働の事後対応だけでなく、その予防に向けた取り組みを問う設問に改定。今年度は長時間労働の予防と事後対応のいずれかを実施することで評価項目適合となりますが、次年度からは両方の取り組みを実施していることをもって適合となります。

○設置趣旨

本項目は、経営者および人事・労務担当者が、従業員の超過勤務状況を把握し、長時間労働者に対する具体的な対策を行っているかを問うものである。

○適合基準

本項目は、従業員の労働環境を踏まえ、**労働時間の適正化に向けた継続的な取り組み、もしくは、長時間労働者が発生した場合（管理職を含む）の本人の過重労働防止に向けた具体的な対応策を行っていること**をもって適合とする。

（長時間労働者＝超過勤務時間が月80時間を超える者、あるいは月80時間未満で自社で定めた基準を超える者）

- 【ポイント】
- 労働時間の適正化の取り組みが超過勤務時間の把握のみであり、改善に向けた取り組みが見られない場合は不適合
 - 過重労働防止に向けた数値目標・計画の策定や、過重労働防止に関する研修・情報提供については、本項目では評価しない。（他の評価項目において評価）
 - 長時間労働者がいない場合は、具体的な対応策を予め策定していることをもって適合とする。

- ★Q27. 労働時間の適正化や一定の基準を超えた長時間労働者への対応として、どのような取り組みを行っていますか。（いくつでも）
- ◆一定の基準を超えた長時間労働者に対する対応は、期間中に長時間労働者がいない場合でも具体的な対応策を予め策定していることをもって適合とします。
 - ◆労働時間適正化は、個々の労働時間のバラつきを是正することだけではなく、組織の平均残業時間を減らすことも含めます。
 - ◆次年度以降はa. b. 両方の実施をもって項目適合とすることを予定しております。

<a.労働時間の適正化>		
	1	PCのログイン記録等、入退社時刻を正確に記録するシステムを導入し、従業員が申告した勤務時間との間に差がある場合には指摘・是正を行っている（タイムカードの導入のみの場合は除く）
	2	就業時間外の業務対応依頼、顧客対応禁止のルール化（終業後や休日に、業務に関連した社内従業員や顧客との連絡を禁止すること）
	3	勤怠管理システムで勤務時間をモニタリングし、かつ一定時間を超えるとアラート通知を送っている
	4	時間外労働時間の削減または適正な水準の維持を管理職の評価項目に設定している
	5	時間外労働時間の削減または適正な水準の維持を一般従業員の評価項目に設定している
	6	勤務間インターバル制度を設けている
<b.一定の基準を超えた長時間労働者に対する対応>		
	7	法令を超える基準による、本人に対する医師（産業医を含む）の面接・指導を行っている（※労働時間を条件としない、本人の申し出のみによる面接・指導は対象外）
	8	医師でない健康経営担当者と本人の面談を行っている
	9	本人の上長に対する健康経営担当者からの面談・指導を行っている
	10	本人への時間外労働の制限（休日取得強制・出社制限を含む）を一律に行っている
	11	いずれも特に行っていない ⇒評価項目不適合

※「時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超える労働者であって、申出を行ったものへの医師による面接指導」が法令上の義務になり、「80時間未満」または「申出なしの実施」が法令を超える基準になります。

- SQ1. 正社員の1人当たり平均所定外労働時間の状況（整数）についてお答えください。
- ◆裁量労働制等のみなし労働時間制の場合も、みなし労働時間ではなく勤務実績から所定労働時間を引いて計算してください。（所定労働時間が複数ある場合は多数の正社員が該当するもの）
 - ◆管理職は含み、役員は除いてください。

	2025年度	
平均月間所定外労働時間		時間

主な設問の変更点

ブライト500認定設問

ブライト500認定設問（申請書：Q35）

健康経営方針を問うQ36のSQでは回答形式を変更しています。SQ1では健康経営の推進方針を、SQ2では健康経営の目標と目標達成に向けた達成指標（KGI）を指標、目標値、達成年度に分けて回答ください。

◆「経営者・役員の関与の度合い」の設問

SQ1.（Q35で「1」を選択している場合）

健康経営の推進方針として定めた、企業のビジョンや理念の実現に向け健康経営を通じて実現したい方針を具体的に記載してください。

◆回答の中には健康経営によって達成したい経営課題や経営課題解決につながる目標（KGI）を含めてください

◆健康投資管理会計ガイドラインに基づき「戦略マップ」をすでに作成されている場合は、既存の「戦略マップ」をもとに「健康経営で解決したい経営課題」を、SQ1, SQ2に細分化して検討することが重要です。

健康経営を通じて従業員の心身の健康状態を保持・増進することで、従業員のワーク・エンゲイジメントを高め、体調不良による欠勤とそれに伴う工程の停止・遅延を抑制する。それにより常に品質の高い製品を安定的に提供することで地域のお客様に選ばれる企業になる

企業のビジョンや理念の実現に向け、**健康経営を通じて実現したい方針**を記載ください。

その際、自社が健康経営を行うことで従業員がどんな状態になることを目指すのか、従業員の状態によって自社の事業がどうなることを目指すのかを記載してください。

SQ2.（Q35で「2」、「3」を選択している場合）

健康経営の推進方針実現に向けた達成目標と目標の達成状況を測るための指標、目標値、達成年度を記載してください。

◆健康投資管理会計ガイドラインに基づき「戦略マップ」をすでに作成されている場合は、既存の「戦略マップ」をもとに「健康経営で解決したい経営課題」を、SQ1, SQ2に細分化して検討することが重要です。

目標	体調不良による急な欠勤を減らし、安心して働ける職場環境づくり		
指標 (KGI)	体調不良による欠勤（感染症での欠勤を除く）日数が年間3日を超える従業員数		
目標値	15人以下	達成 年度	2027

健康経営の推進方針実現のために達成する**目標**を記載ください。
その際、SQ1の方針と目標の記載に齟齬がないよう注意ください。

健康経営の目標達成状況を確認するための**指標・目標値・達成年度**を記載ください。
その際、目標値は客観的に測定できる数値を記載ください。

ブライト500認定設問（申請書：Q36）

健康経営の組織への浸透に向けた取り組みを問うQ36についても回答形式の変更を行っています。上段では従業員の理解・浸透を促進取り組みを、下段ではその取り組みの結果、どの程度、理解・浸透が進んだかを確認する方法を問うています。

◆「健康経営の組織への浸透に向けた取り組み」の設問

Q36. 健康経営の方針（健康宣言等に関する経営トップの考えや健康経営を通じて何を実現したいかの方針）について、従業員の理解・浸透を促進しその状況を確認するためにどのような取り組みを行っていますか。（いくつでも）

<従業員の理解・浸透を促進する取り組み>

- | | |
|--------------------------|--|
| ☐ | 1 従業員に対して文書で定期的に通達している |
| ☐ | 2 経営トップ自身が朝礼や全社集会等を通じて定期的に伝達している |
| ☐ | 3 経営トップ自身が従業員に対して研修等を通じて定期的に伝達している |
| ☐ | 4 経営トップ自身が管理職に対して研修等を通じて定期的に伝達している |
| ☐ | 5 管理職が健康経営の方針を自部署の働き方に落とし込んで部下に伝達している |
| ☐ | 6 自社の方針に関する従業員間の議論の場を用意している（社内SNSやワークショップ等） |
| ☐ | 7 方針を定める過程や定めた後に、方針に対する意見を従業員から募集している |
| ☐ | 8 健康経営の方針について経営トップと従業員が対話する機会（タウンホールミーティング）を設定している |
| ☐ | 9 その他 <input type="text"/> |
| ☐ | 10 特に行っていない |

<従業員の理解・浸透状況の確認方法>

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 1 従業員に対して定期的にアンケートを実施して理解度を確認している |
| ☐ | 2 管理職に対して定期的にアンケートを実施して理解度を確認している |
| ☐ | 3 経営トップと従業員の対話を通じて理解度や浸透状況を確認している |
| ☐ | 4 経営トップと管理職の対話を通じて理解度や浸透状況を確認している |
| ☐ | 5 管理職が部下に対するヒアリングを実施して理解度や浸透状況を確認している |
| ☐ | 6 施策参加率などのKPIを確認することから把握している |
| ☐ | 7 外部評価（産業保健スタッフ・保険者・健康経営エキスパートアドバイザー等からの意見、顧客からの意見）を通じて確認している |
| ☐ | 8 その他 <input type="text"/> |
| ☐ | 9 特に行っていない |

主な設問の変更点

その他

ベストプラクティス選定（申請書：Q54）

今年度から新たに、政策的観点から法人への取り組みを促したい以下「1」～「4」のテーマについて、先進的かつ実効的な取り組み内容を収集し、中小規模法人40社を選定し公表する予定です。

実施内容、創意工夫、取り組みの実施結果（前後の変化）を伺います。

また、くるみん・えるぼし、スポーツエールカンパニー、食育優良実践法人等の他省庁の認定取得を加点要素として伺います。

Q54. テーマ別ベストプラクティス選定へのエントリーをしますか。（1つだけ）

◆ベストプラクティス選定の条件として健康経営優良法人の認定と健康経営優良法人（中小規模法人部門（ブライツ500））への申請が必須となります。

1 エントリーする

2 エントリーしない

SQ1.（Q54で「1」とお答えの場合）以下の選択肢より取り組み分類を選択し、貴法人の健康経営の取り組みの中で、特にアピールしたい独自の取り組みをご記入ください。

(a)取り組み分類	
1 女性の健康保持・増進に向けた取り組み	
2 仕事と介護・治療・子育ての両立支援の取り組み	
3 高年齢従業員に配慮した健康づくりや職場環境整備の取り組み	
4 睡眠の質向上に向けた取り組み	
5 その他（上記に当てはまらない特徴的な取り組み）	

◆要点をおさえて簡潔にお答えください。

(a) 取り組み分類 (1つだけ)		選択内容→		字数
(b) 実施内容				0

SQ2.（Q54で「1」とお答えの場合）

SQ1で記載した取り組み内容において創意工夫した内容をご記入ください。

◆要点をおさえて簡潔にお答えください。

0

SQ3.（Q54で「1」とお答えの場合）SQ1で記載した取り組みの実施結果としてどのような結果がえられたか、取り組み実施前後の変化がわかるようにご記入ください。

◆可能な限り実施前後の定量的な数値変化もあわせて記入ください。

◆要点をおさえて簡潔にお答えください。

取り組み 実施前の 状態		0
取り組み 実施後の 状態		0

SQ4.（Q54で「1」とお答えの場合）以下の認定等の状況をお答えください。（いくつでも）

◆現時点での認定状況についてお答えください。過去の認定は除きます。

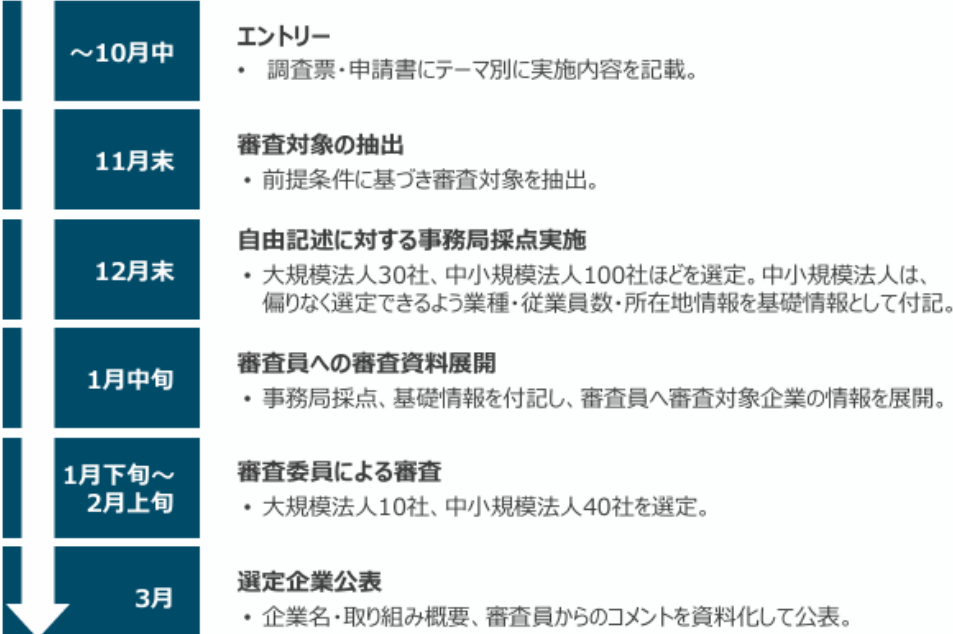
◆5. なでしこ銘柄、6. がん対策推進優良企業については、2023年4月1日以降に選定・表彰された場合選択できます。

	1 くるみん（トライくるみん、プラチナくるみん含む）
	2 えるぼし（プラチナえるぼし、えるぼしプラス含む）
	3 スポーツエールカンパニー
	4 食育実践優良法人
	5 なでしこ銘柄
	6 がん対策推進優良企業
	7 その他
	8 いずれの認定も取得していない

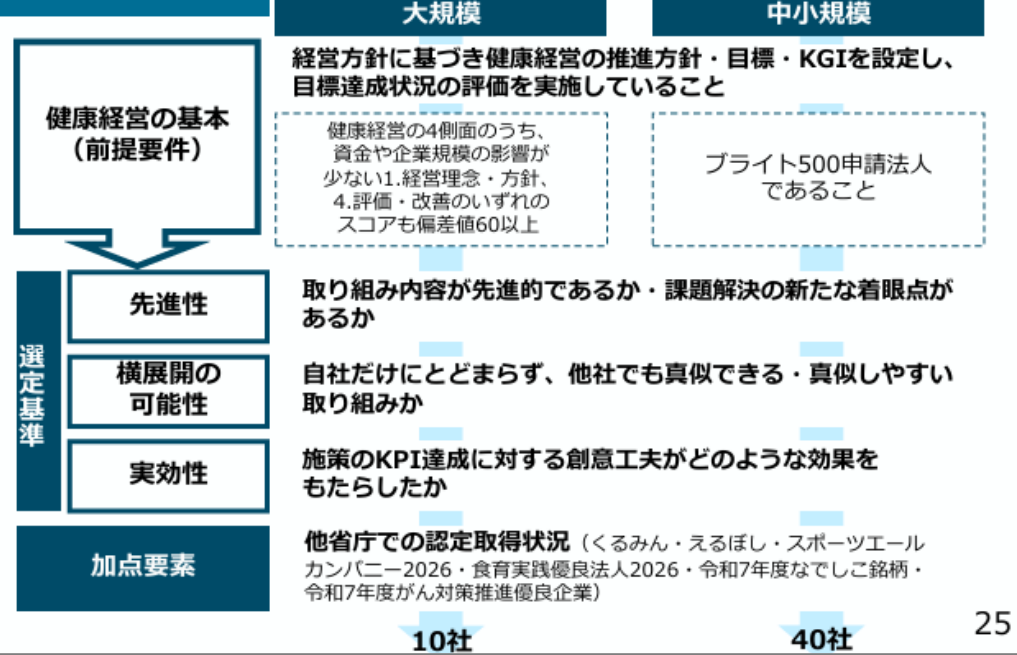
(4) テーマ別ベストプラクティス

- 経済産業省では、政策的観点から企業への取組を促したい以下①～⑤のテーマについて、先進的かつ実効的な取り組み内容を収集し、大企業10社・中小企業40社を選定し公表する予定。
①女性の健康保持・増進に向けた取組 ②仕事と介護・治療・子育ての両立支援の取組 ③睡眠の質向上に向けた取組
④高齢従業員に配慮した健康づくりや職場環境整備の取組 ⑤その他（①～④に当てはまらない取組）
- 審査は、健康経営の基本を確認した上で、先進性、横展開の可能性、実効性の3つの基準から判断する。また、くるみん・えるぼし、スポーツエールカンパニー、食育優良実践法人等の他省庁の認定取得を加点要素とする。
- 選定企業のプレゼンテーションの場として、厚生労働省が実施する健康増進関係の普及啓発事業との連携を検討中。

選定フロー図（案）



選定方法（案）



出所：経済産業省 健康経営推進検討会 資料2 経済産業省 資料（今年度施策及び調査等の方向性について）より引用

申請・回答にあたっての注意事項・よくある間違い

回答ルール

- 複数の選択肢を選択する設問において、「取り組みを実施している」選択肢と、「特に行っていない」選択肢を同時に選択しないようご注意ください。
- 同時に選択した場合、要件不適合となります。

★Q19. コミュニケーション促進に向けて、どのような取り組み（研修・情報提供・宴会等を除く）を行っていますか。（いくつでも）

- ◆一部の従業員に参加を募ったものは該当しません。
- ◆接待や営業目的のイベント開催等を除きます。
- ◆Q26の運動機会の増進に向けた取り組みに関する具体的な支援と重複しないようご回答ください。
- ◆スポーツイベントの補助などはQ26でご回答ください。

- | | |
|---|--|
| 1 | 1 フリーアドレスオフィス等の職場環境整備を行っている |
| 1 | 2 社内ブログ・SNSやチャットアプリ等の従業員間コミュニケーション促進ツールの利用を推進している |
| | 3 従業員同士の交流を増やすための企画を実施している
(例：意見交換会、一言スピーチ、社内掲示板の活用、サンクスカード等) |
| | 4 同好会・サークル等の設置・金銭支援や場所の提供を行っている |
| | 5 社員旅行や家族交流会・昼食会等のイベントの開催・金銭支援や場所の提供を行っている |
| | 6 ボランティア、地域祭り等に組織として関与し、従業員が参加するような働きかけを行っている |
| | 7 従業員同士が感謝を伝え合うことに対してインセンティブの付与を行っている
(社内通貨、社内サンクスポイント制度等) |
| 1 | 8 特に行っていない ⇒評価項目不適合 |

「何らかの取り組みを実施している」選択肢と、「特に行っていない」の選択肢を同時に選択した場合、要件不適合となります。

法人情報の記載方法

- 法人名の記載欄には「株式会社」等の法人格を含む正式名称を正しく記載ください。(株)等の略語や不要なブランクは記載しないでください。
- 市区町村を記載する場合、“郡”や東京23区以外の“区”の記載は不要となります。

＜以下に貴法人の情報をご記入ください＞

法人名 (法人格含む)				
かな (法人格除く)				
英文法人名 (ある場合のみ)				
法人番号				
本社住所	都道府県	プルダウンで選択	市区町村	プルダウンで選択

◆法人番号が分からない場合は、以下国税庁の法人番号公表サイトからご確認ください。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

◆法人名に「株式会社」等の法人格を含む正式名称を記載ください。(株)等の略語や不要なブランクは記載しないでください。

◆市区町村

また、「区

(例:東京

◆市区町村

◆ご記入い

法人名

- 「株式会社」等の法人格を含む正式名称を記載ください。
(株)等の略語や不要なブランクは記載しないでください。

本社住所

- “郡”や東京23区以外の区”の記載は不要となります。
例) 大阪市” ● ● 区”→「大阪市」

地方公共団体向け特例での申請方法

- 地方公共団体向け特例での申請を行う場合、範囲に含まれる部署名を記載してください。
- 首長が所管する一部組織のみの申請はできません。

★Q3. 当申請における回答範囲についてお答えください。（1つだけ）

◆中小規模法人部門においては、2法人以上を合計しての回答（グループ会社を合算しての回答）は認められません。

- 1 法人全体での回答
- 2 自法人が地方公共団体で、一部の組織のみで回答（Q2(a)が「6」の場合のみ選択可能）
- 3 地方公共団体以外で自社の一部事業場のみでの回答
（認定要件を満たしませんのでご注意ください）



★ SQ1. （Q3で「2. 自法人が地方公共団体で、一部の組織のみで回答」とお答えの場合）
回答に含まれる部局等の範囲をすべて正式名称でご記入ください。

◆ここで記載した範囲の職員数をQ4の対象としてください。

◆認定の公表時には、以下に記載の組織名を地方公共団体名と合わせて掲載します。

「2」を選択してください

範囲に含まれる部署名を記載してください。
首長が所管する一部組織のみの申請はできません。

誓約事項の記載方法

- 誓約書には、誓約日、誓約者、従業員代表の全てを記載ください。
- 特に誓約日の記載がない申請書が散見されます。申請書アップロード前に必ずご確認ください。

8. 申請にあたり、以下の事項に同意すること。
- (1) 健康経営優良法人2027（中小規模法人部門）に認定された法人は、法人番号・業種・市区町村名・加入保険者名・認定要件適合状況が経済産業省・ACTION!健康経営のウェブサイト等で公表されること。
 - (2) 認定審査は、申請者から提出された申請書に基づき行うため、審査の判断の根拠となった申請者の取り組みが実際に行われていることについての説明責任は申請者に帰属し、日本健康会議とその構成員・団体、健康経営優良法人認定委員会等が一切責任を負わないこと。
 - (3) 申請データは、株式会社日本経済新聞社及び守秘義務等を誓約した委託事業者（株式会社日本総合研究所、株式会社日経リサーチ）が知的財産権等を保有し、データの管理を行う。
 - (4) 個々の回答データを事前の許諾なしにそのまま公表することはないが、健康経営の普及に向けた学術研究のために、大学等研究機関から経済産業省に対し申請があった場合、個社名付きの回答データの当該研究外での使用の禁止や守秘義務等を誓約させた上で、回答データをこれら大学等研究機関に提供することがある。なお、当該データを提供する場合、個人情報を含まない個社名付きのデータを提供するが、大学等研究機関が発表・公表する研究成果については、個社名や個社名が類推できるような記載は一切行わないことを誓約させるものとする。ただし、経済産業省に対しては健康経営の推進や研究のための活用及び健康経営推進状況の公表を目的とした場合に限り、回答データを提供するものとする。
 - (5) 内部または外部からの告発等により取り組み状況の調査が行われる場合は、告発内容の正否に関わらず調査に誠実に対応すること。
 - (6) 法令遵守状況その他社会通念に照らしてふさわしくないと判断される場合、認定されないまたは認定後においても認定取り消しとなる場合があること。
 - (7) 従業員代表に本申請内容の全てを共有すること。
※従業員代表の条件は36協定に準じるものとし、36協定を締結していない場合は事業場等における従業員の過半数を代表する者（管理監督者・役員を除く）とする。

※「長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令」とは具体的には以下の法令の条項をいう。
労働基準法第4条、第5条、第15条第1項及び第3項、第24条、第32条、第34条、第35条第1項、第36条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）、第37条第1項及び第4項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項、第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条、第64条の2（第1号に係る部分に限る。）、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項の規定並びに第141条第3項（労働者派遣法第44条（第4項を除く。）の規定により適用する場合を含む。）及び最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項

	誓約日：	2026 年		月		日
申請者（法人名）：	申請内容記載票冒頭で回答した法人名が自動で表示されます					
	誓約者役職名		誓約者氏名			
誓約者（法人の代表者）：						
	申請内容を共有した従業員代表の氏名					
従業員代表：						

誓約日

- 誓約日は申請期間中の日付を必ず記載ください。日付が申請開始前及び申請締め切り後の場合、認定されません。
- 誓約日の記載がない申請書が散見されます。申請書アップロード前に必ずご確認ください。

加入保険者の記載方法

- 加入保険者の記載にあたっては、正式名称で正確にご記載ください
- 「●●健保」等の略称は記載しないでください。

★ SQ1b. (Q1で「2. 健康保険組合」とお答えの場合)

健康保険組合名と、その健康保険組合が所属する都道府県連合会名、
保険者番号（保険証に記載）をご記入ください。

◆健康保険組合名は略さずに、正式名称を記入ください。

◆連合会名や保険者番号等に不備があり、健康宣言等の照会ができない場合

組合名：

連合会名：

保険者番号：
(先頭0除く)

「2.健康保険組合」を選択した場合

- 組合名は「●●健保」等の略称記載はせず、「●●健康保険組合」等正式名称を記載ください。
- 組合名及び連合会名、保険者番号を記載ください。連合会名が不明の場合には加入保険者に確認ください。

★ SQ1c. (Q1.で「3. 国民健康保険組合」または「4. 共済組合、その他」とお答えの場合)

組合名をご記入ください。

◆名称は略さずに、正式名称を記入ください。

組合名：

「3.国民健康保険組合(土木建築国保 等)」

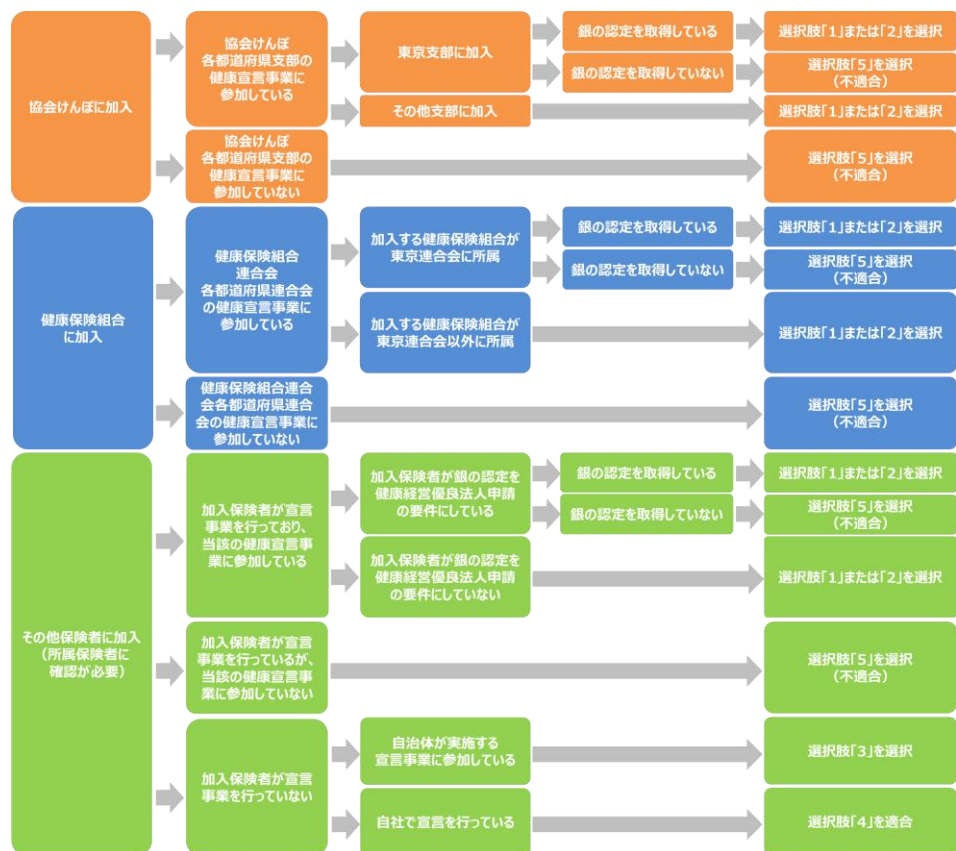
「4.共済組合、その他」を選択した場合

- 正式な組合名を記載ください。

健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診（1/2）

- 自治体と保険者が共同で健康宣言事業を運営している場合は、選択肢1「申請日時点で加入している保険者が実施する健康宣言事業に参加している」を選択ください。
- 健保組合加入の場合、健康保険組合が所在する健康保険組合連合会 各都道府県連合会が運営する健康宣言事業への参加が必要となる場合があります。

◆健康宣言実施の実施に関する適合フロー



自治体と保険者が共同で健康宣言事業を運営している場合

- 自治体と保険者が共同で健康宣言事業を運営している場合、自治体独自の健康宣言事業ではなく保険者で実施する健康宣言事業に参加している扱いになります。
- そのため、選択肢1「申請日時点で加入している保険者が実施する健康宣言事業に参加している」を選択ください。

加入している健康保険組合に確認したが、「健康宣言事業は行っていない」と言われた場合

- 健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合が所在する健康保険組合連合会 各都道府県連合会が運営する健康宣言事業への参加が必須になります。
- 加入している健康保険組合を通して、健康保険組合連合会 各都道府県連合会が実施する健康宣言事業への参加方法をご確認ください。
- なお、自社独自宣言しか行っていない場合は不認定となります。

健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診（2/2）

- 「自治体独自の健康宣言事業に参加している」、「自社で独自に健康宣言を実施している」が認められるのは協会けんぽ、健康保険組合以外の保険者に加入しており、なおかつ加入保険者が健康宣言事業を実施していない場合に限られます。
- 自社独自の健康宣言の内容を記載する場合、SQ3で選択した内容が含まれるよう記載してください。

★Q6. 健康宣言を実施していますか。（1つだけ）

- 1 申請日時点で加入している保険者が実施する健康宣言事業に参加している
- 2 2025年4月1日以降に加入保険者の変更があり、以前の加入保険者が実施する健康宣言事業に参加している
- 3 （保険者が健康宣言事業を実施していない場合）自治体独自の健康宣言事業に参加している
- 4 （保険者が健康宣言事業を実施していない場合）自社で独自に健康宣言を実施している
- 5 健康宣言を実施していない ⇒健康経営優良法人不認定



- 「3（保険者が健康宣言を実施していない場合）自治体独自の健康宣言に参加している」
- 「4（保険者が健康宣言を実施していない場合）自社で独自に健康宣言を実施している」

を選択できる場合

- 協会けんぽ、健康保険組合 以外の保険者に加入している。
- なおかつ加入保険者が健康宣言事業を実施していない。

★SQ3. （Q6で「4」とお答えの場合）

健康宣言としてどのような内容を策定していますか。（いくつでも）

- ◆「1」～「3」のうちいずれか1つ以上を含めて策定していることをもって要件を満たします。
- ◆ワーク・エンゲイジメントは、仕事に関連するポジティブで充実した心理状態として、「仕事から活力を得ていきいきとしている」(活力)、「仕事に誇りとやりがいを感じている」(熱意)、「仕事に熱心に取り組んでいる」(没頭)の3つにより構成される状態として定義されます。

- 1 従業員の健康課題の把握と必要な対策（具体策）の検討を行うこと
- 2 ヘルスリテラシーの向上、ワークライフバランスの向上、職場の活性化等のために、健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワーク・エンゲイジメント向上に向けた取り組み（具体策）を行うこと
- 3 健康増進・生活習慣病予防、感染症予防、過重労働防止、心の健康保持・増進のために、従業員の心と身体健康づくりに向けた具体的対策を実施すること
- 4 「1」～「3」に当てはまるものはない ⇒健康経営優良法人不認定

★SQ4. （Q6で「4」とお答えの場合）健康宣言の内容を記載ください。

自社独自の宣言を行っている場合、SQ4.自社独自での健康宣言の内容にはSQ3で選択した内容が含まれるよう記載してください

50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施

- 本項目では労働安全衛生法に定められたストレスチェック制度に準じないもの（例：こころの耳HPでのセルフチェック、Webでの個別のチェック等）は認められません。

★Q13. 労働安全衛生法に定められたストレスチェック制度に従ってストレスチェックを実施していますか。
◆労働安全衛生法に定められたストレスチェック制度に従って行われていないものは認められません。（1つだけ）
ストレスチェック制度の実施手順の概要を記載しておりますので、各種ガイドライン等をご確認の上、お答えください。
＜参考＞厚生労働省 ストレスチェック制度導入マニュアル
URL: 150709-1.pdf (mhlw.go.jp)



（厚生労働省 ストレスチェック制度導入マニュアルより引用）

※50人未満の事業場の場合、労働基準監督署への報告は必須ではありません。

注意事項

- ◆ストレスチェックの実施者は医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士もしくは公認心理師である必要があります。
 - ◆2026年度の実施が完了している場合は2026年度の状況を、完了していない場合は2025年度の状況をお答えください。2026年度で回答する場合、申請日までに「本人への結果通知」まで完了していれば「実施」とみなします。
 - ◆ストレスチェックの実施が当分の間努力義務とされてきた労働者数50人未満の事業場についても、令和10年4月1日からストレスチェックの実施が義務となります。
- （参考）ストレスチェック制度・メンタルヘルス対策
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenseisei12/index.html>

- 1 労働安全衛生法に定められたストレスチェックについて、労働者数が50人未満の事業場を含む全ての事業場で実施している。
- 2 「1」以外の方法で実施している、または全ての事業場では実施していない
⇒評価項目不適合

● ストレスチェック

- ストレスチェックは、50人以上の労働者を抱える事業場で労働安全衛生法第66条の10に基づいて実施を義務付けられており、50人未満の事業場の有無に関わらず、全ての事業場で法令に則ったストレスチェックを実施している場合に認定基準を満たします。
- 労働安全衛生法に定められたストレスチェック制度に準じないもの（例：こころの耳HPでのセルフチェック、Webでの個別のチェック等）は認められません。

※ストレスチェックの実施においては、個人情報の取り扱いに十分留意する必要があります。

受動喫煙対策

- 自法人の非喫煙者や外部の方も含めて利用する場所への喫煙場所の設置は要件を満たしませんので、ご注意ください。
- 事務局による誓約事項に則った申請内容の追加的な確認において、受動喫煙対策が講じられていないケースが散見されます。

★Q31. 全事業場の禁煙の状況はどのようになっていますか。
以下の状況に該当する事業場の有無についてお答えください。(1つだけ)
◆全事業場の状況について、以下の健康増進法の区分をご確認いただき、該当する事業場の有無についてお答えください。
・第一種施設(学校・病院・児童福祉施設等)
・第二種施設(第一種施設および喫煙目的施設以外の施設)※既存特定飲食提供施設含む
・喫煙目的施設
詳細については健康増進法をご確認ください。
◆事業場の定義はこちらをご参照ください。→ **【補足説明】**
◆自社占有でない共用施設の場合は、自社が事業場として責任を持つ範囲(ビル内でテナントとして賃借している場合には賃借しているスペースの範囲とし、そのビルの出入り口等の共用部分等は除く)の状況でお答えください。
(例えば賃借スペース内を全て禁煙とし、屋外部分が一切ない場合は、屋外・屋内共に◎とみなしてください。)
◆旅館・ホテルの客室等や人の居住の用に供する場所は除いてください。

【対象施設における禁煙の状況と適合要件の整理】

適合要件との対応 ◎: 適合要件を超える対応 ○: 適合要件どおりの対応 ×: 適合要件に満たない対応

対象施設	屋内			敷地の屋外部分		
	全面禁煙	喫煙室※1を 設置、それ以外 の屋内は禁煙	左記以外	全面禁煙	屋外喫煙所※1を 設置、それ以外 の屋外は禁煙	左記以外
第一種施設	◎	×	×	◎	○※2	×
第二種施設 喫煙目的施設	◎	○※3	×	◎	○	×

※1 望まない受動喫煙を生じない場所とするよう配慮されたものであることが必要です。
※2 受動喫煙を防止するために必要な措置を講じた「特定屋外喫煙場所」であることが必要です。
※3 ここでいう喫煙室とは、対象施設において喫煙が可能とされている場所を指します。
対象施設の種類によって、求められる種類や条件が異なりますので、詳細は健康増進法や関係政省令、以下のガイドラインを参考としてください。

◆望まない受動喫煙を生じない場所とするための配慮については、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」(令和元年7月1日基発0701第1号)を参考としてください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>

- 1 屋内・屋外共に、全ての事業場で適合要件を超えた対策(屋外を含む敷地内禁煙)をとっている(屋外・屋内全て◎)
 - 2 屋内については、全ての事業場で適合要件を超えた対策をとっているが、屋外は適合要件どおりの対策をとっている事業場がある(屋内: 全て◎、屋外: ○または◎)
 - 3 一部の事業場で適合要件を超えた対策をとっているが、その他の事業場は適合要件どおりの対策をとっている(屋内: ○または◎、屋外: ○または◎)
 - 4 屋内・屋外共に、全ての事業場で適合要件どおりの対策をとっている(屋内・屋外全て○)
 - 5 適合要件に満たない事業場がある ⇒健康経営優良法人不認定
 - 6 答えたくない ⇒健康経営優良法人不認定
-

● 受動喫煙対策

- 受動喫煙対策の状況について記載ください。
- 事務局による誓約事項に則った申請内容の追加的な確認において、受動喫煙対策が講じられていないケースが散見されます。
- 自法人の非喫煙者や外部の方も含めて利用する場所（自社内に設けた自転車置き場の横や、一般の方が通行または利用する道路に面した場所等）への喫煙場所の設置は要件を満たしませんので、ご注意ください。

ブライツ500に認定されるには（申請書：Q33、34）

- ブライツ500に申請する場合はQ33回答欄に「1」を記載ください。ブライツ500・ネクストブライツ1000に認定されるにあたってはQ34にて選択肢1～3のいずれかを選択する必要があります。
- ブライツ500に申請して、1500位に入らなかった場合でも認定基準を満たしていれば、通常の健康経営優良法人として認定されます。

Q33. 健康経営優良法人（中小規模法人部門（ブライツ500））に申請しますか。（1つだけ）

◆ブライツ500、ネクストブライツ1000の認定を受けるには、本設問の選択肢「1」を選択する必要があります。

- 1 はい
2 いいえ

↑ブライツ500・ネクストブライツ1000の認定を希望する場合、「1」と回答ください。

※記入していない場合は、健康経営優良法人2027（中小規模法人部門（ブライツ500・ネクストブライツ1000））認定の対象になりません。

Q34. 申請書の評価結果について、経済産業省のウェブサイト等での公表を予定しています。

貴法人の情報について公開してよろしいでしょうか。（1つだけ）

◆投資家や求職者等ステークホルダーが参照するためのデータベースとして公表します。

◆選択肢1～3のいずれかを選択いただくことがブライツ500・ネクストブライツ1000認定の必須条件です。

開示不可の場合、評価結果が500位以内、1500位以内であってもブライツ500・ネクストブライツ1000には認定されません。

◆以降の設問の回答にあたっては、健康経営ガイドブック(2025年3月版)を確認のうえお答えください

健康経営ガイドブック(2025年3月版): https://kenko-keiei.jp/wp-content/uploads/2025/03/guidebook2025_03.pdf

- 1 開示可
2 ブライツ500、ネクストブライツ1000または優良法人に認定された場合のみ開示可
3 ブライツ500またはネクストブライツ1000に認定された場合のみ開示可
4 開示不可（ブライツ500・ネクストブライツ1000には認定されません）

↑ブライツ500・ネクストブライツ1000の認定を希望する場合、1～3のいずれかと回答ください。

申請書の評価結果を公開されない場合、健康経営優良法人2027（中小規模法人部門（ブライツ500・ネクストブライツ1000））認定の対象になりません。

(参考) 令和8年度 健康経営優良法人申請書フィードバックシートの内容

ブライト500に申請した法人に対しては、ブライト500申請法人中における自社の立ち位置を示したフィードバックシートをお送りします。Q34の選択により公開される申請書の評価結果はフィードバックシートの1枚目（左図）となります。

令和8年度 健康経営優良法人申請書フィードバックシート

法人名: XXXXX株式会社

■加入保険者: XXXXX健康保険組合

①健康経営優良法人（ブライト500・ネクストブライト1000）評価結果

■総合評価: 57.0
※ブライト500申請法人全体の平均に基づく偏差値です。

■総合順位: 2650~2700 / 7000 社中

■業種別順位: 300~350 / 1000 社中

業種 製造業

■都道府県内順位: 20~30 / 100 社中

都道府県 北海道

※業種分類は日本標準分類に準拠（日本標準業別分類に準拠しない場合は法人格別）
※所属業種・都道府県の有効回答が50社未満の場合、順位には「-」を表示しています。

②評価の内訳（総合）

配点項目	重み	設問	貴法人	各項目の最高偏差値	ブライト500認定法人平均
総合評価	-	-	57.0	68.1	64.4 (68.1~62.2)
経営者・役員の関与の度合い	20	Q35	52.0	65.4	59.4
組織への浸透に向けた取り組み	10	Q36	58.0	74.0	62.0
PDCAに関する取り組み状況	35	Q37	62.0	66.1	63.8
企業の健康風土の把握	20	Q38	62.0	85.0	63.0
自社からの情報発信状況	10	Q39	55.0	74.1	65.3
外部からの情報発信状況	5	Q40	45.0	82.5	65.9

※各制面の数値は、ブライト500申請法人全体の平均に基づく偏差値です。
※総合評価は記載の6項目を合計し、得点・順位を算出しています。
※ブライト500認定法人平均の総合評価における（ ）はブライト500認定法人の偏差値の幅を示します。

■貴法人 ■各項目の最高偏差値 ▲ブライト500認定法人平均

総合評価

経営者・役員の関与の度合い

組織への浸透に向けた取り組み

PDCAに関する取り組み状況

企業の健康風土の把握

自社からの情報発信状況

外部からの情報発信状況

健康経営優良法人2027(中小規模法人部門)ブライト500認定法人の取り組み状況

この度は健康経営優良法人2027(中小規模法人部門)ブライト500へご申請頂き、誠にありがとうございました。ブライト500評価対象設問について、ブライト500認定法人における各項目の平均実施状況及び貴法人の取り組み状況を示します。
※貴法人が選択した選択肢については赤色で表示

経営者・役員の関与の度合い

Q35.健康経営の推進に関して、経営者・役員が関与している内容を教えてください。(いくつでも)

企業の文化や理念の実現に向け、健康経営を通じて何を推進するかの方向性（＝健康経営の推進方針）を定めている	100%
健康経営の推進方針を定めた上で、健康経営の推進方針を実現するために組織・人的資源（＝健康経営の目標）を具体的に設定している	100%
健康経営の目標を設定した上で、健康経営の目標達成状況を把握する仕組み（＝KPI等）を定める仕組みを確立している	97%
健康経営の目標達成に向けた人材教育（健康経営・健康経営の推進に関する知識・技能の習得）を行っている	76%
健康経営の推進のための人的資源（専門知識・技能や経験を持つ人材の確保・育成）を行っている	96%
健康経営の推進のための人的資源（健康経営に関する知識・技能の習得）を行っている	96%
健康経営の推進のために健康経営推進委員会の下で定めた健康経営推進委員会の実施を行っている	92%
経営者・役員自ら、健康経営の推進に関する取り組みを実施している	100%
経営者・役員自ら、健康経営の推進に関する取り組みを実施している	69%
健康経営を推進する上での健康経営推進に関する課題を認識している	100%
健康経営を推進する上での健康経営推進に関する課題を認識している	100%
健康経営を推進する上での健康経営推進に関する課題を認識している	100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%

100%

69%

100%

100%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

70% 80% 90% 100%

96%

99%

98%

90%

91%

76%

96%

96%

92%</

アップロードの前の確認事項

- アップロード前には申請内容記載票最下部のエラーメッセージや「認定基準適合書 & 申請にあたって保存すべき資料」タブに示される認定基準適合状況簡易評価を確認し、記載内容として抜け漏れがないかを確認ください。

● エラーメッセージについて

必ずご回答いただきたい設問に回答していない場合や、回答条件に適合していない場合等については、赤字のエラーメッセージが出る場合があります。

エラーメッセージが出たままでも申請書の提出は可能ですが、メッセージをご確認のうえ、ご提出をお願いします。

「認定基準適合書 & 申請にあたって保存すべき資料」タブ

● 適合状況をご確認ください。ただし、簡易評価結果であり 健康経営優良法人への認定を保証するものではありません。

➤ 回答漏れで不認定となった場合、**再審査は行いません。**

【ご意見欄】健康経営優良法人認定制度等に関するご意見等ご自由にご記入ください。

◆ 今後の健康経営優良法人認定制度運営にあたり参考とさせていただきます。

◆ 以下にご記入いただいた内容については、認定審査には一切使用しません。

47件の注意メッセージが残っています。メッセージの内容は右端の列の赤字部分をご参照ください。
メッセージが残っていてもアップロードは可能ですが、念のためメッセージとご回答内容を今一度ご確認ください

！！必ずファイルを上書き保存して閉じてからアップロードしてください。！！

健康経営優良法人2027(中小規模法人部門)認定基準適合書 & 申請にあたって保存すべき資料

■ 貴法人の健康経営優良法人2027(中小規模法人部門)認定基準適合状況簡易評価

貴法人の認定基準適合状況	未回答あり
--------------	-------

※適合状況は申請書記載の選択肢等から簡易的に判定されるものであり、健康経営優良法人の認定を保証するものではありません。

保険者への申請内容確認や、貴法人への証憑資料の提出依頼及び内容確認等により最終的に変更になる可能性がありますのでご注意ください。

※「ブライツ500・ネクストブライツ1000」に該当するかについては認定時に発表します。

■ 申請にあたって保存すべき資料等

・健康経営優良法人の認定審査に際し、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会及び認定事務局から追加的な確認を行う場合があります。当申請でご回答いただいた各項目の取り組みを説明できる資料を、申請期間最終日から2年間保存し、当該資料の提出を求められた場合には貴法人自らが1週間以内にご対応いただきますようお願いいたします。
追加的な確認では、評価項目に該当する設問においてチェックした全ての選択肢の内容を確認できる資料を提出いただきます。
なお提出期限日までに提出がない場合には不認定または認定取り消しとなります。

申請時に用意すべき資料と提出期限

- 申請にあたって保存すべき資料例については「認定基準適合書&申請にあたって保存すべき資料」シートを参照ください。
また、認定事務局より提出を求められた場合には1週間以内の提出をお願いします。

健康経営優良法人2027(中小規模法人部門)認定基準適合書&申請にあたって保存すべき資料

■貴法人の健康経営優良法人2027(中小規模法人部門)認定基準適合状況簡易評価

貴法人の認定基準適合状況	未回答あり
※適合状況は申請書記載の選択肢等から簡易的に判定されるものであり、健康経営優良法人の認定を保証するものではありません。 保険者への申請内容確認や、貴法人への証憑資料の提出依頼及び内容確認等により最終的に変更になる可能性がありますのでご注意ください。 ※「ブライト500・ネクストブライト1000」に該当するかについては認定時に発表します。	

■申請にあたって保存すべき資料等

・健康経営優良法人の認定審査に際し、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会及び認定事務局から追加的な確認を行う場合があります。当申請でご回答いただいた各項目の取り組みを説明できる資料を、申請期間最終日から2年間保存し、当該資料の提出を求められた場合には貴法人自らが1週間以内にご対応いただきますようお願いいたします。
追加的な確認では、評価項目に該当する設問においてチェックした全ての選択肢の内容を確認できる資料を提出いただきます。
なお提出期限日までに提出がない場合には不認定または認定取り消しとなります。

チェックした設問の選択肢内容を実施していることを示せる資料の例

大項目	評価項目	該当設問	申請にあたって保存すべき資料例 ※2年間の保管が必要	認定要件		認定基準適合状況簡易評価
				中小規模法人部門	小規模事業者向け特例	
1. 経営理念・方針	健康宣言の社内外への発信	Q6	各保険者から送られる「健康宣言事業所」の宣言書の写し (自社で健康宣言を実施している場合)自社の健康宣言が外部に公開されていることを確認できる資料等	必須	必須	未回答
	経営者自身の健診受診	Q7	2025年度、または2026年4月から申請期日までに経営者が健康診断を受けたことを示す領収書や請求書等	必須	必須	未回答
2. 組織体制	健康づくり担当者の設置	Q8	社内的に従業員の健康保持・増進に関する取り組みを推進する担当者を任命したことを確認できる資料	必須	必須	未回答
	(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	Q9	保険者に対して提出した「事業者健診(定期健康診断)結果データ提供に関する同意書」の写し 等	必須	必須	未回答

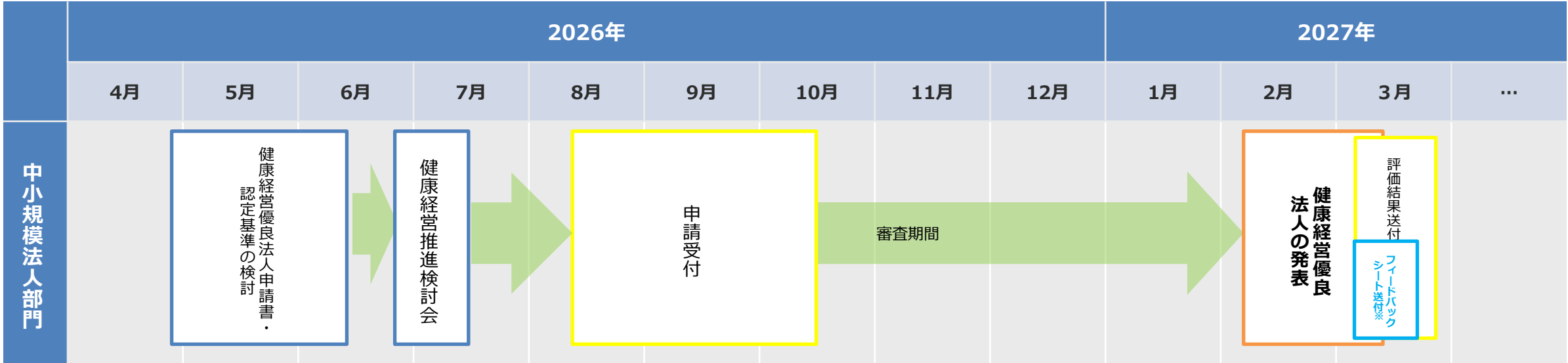
申請締め切り

今年度のスケジュールは以下のとおりです。
回答・申請期間:2026年8月17日(月)～2026年10月16日(金)17時
回答締切は一切延長を受け付けません。

10月16日(金)17時締め切り

余裕をもった回答のアップロードをよろしくお願いいたします。

締め切り後、10月26日(月)中(回答締切の6営業日後)にご担当者メールアドレス宛にファイルの受領確認メールをお送りします。
メールが10月27日(木)になっても届かない場合はお問い合わせください。



※フィードバックシートは健康経営優良法人2027（中小規模法人）ブライツ500申請法人にのみ送付